

深川市立病院売店運営業務仕様書

1 深川市立病院の概要

- (1) 所在地 深川市6条6番1号
- (2) 病床数 195床 (一般 191床 感染症 4床)
- (3) 参考患者数 令和6年度平均患者数
 - 入院患者数 143.2人/日
 - 外来患者数 477.3人/日
- (4) 職員数 約400人 (委託業者含) ※令和8年1月1日現在
- (5) 売店面積 42.08m² (資料1位置図、資料2平面図 参照)

2 使用形態

運営事業者は、売店として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可を受けて使用するものとする。

3 使用料

行政財産の目的外使用料として、深川市立病院事業の財務に関する特例を定める規則（平成25年12月13日規則第20号）第90条第1項の規定に基づき、月額 33,826円（消費税及び地方消費税込）を徴収する。

4 使用許可期間

令和8年6月1日（予定）～令和13年3月31日までとする。

ただし、上記期間が満了する3ヵ月前までに双方から別に通知がない限り、さらに1年継続するものとし、その後もこの例によるものとする。

5 使用許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取消しまたは変更することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため、貸付物件を必要とするとき。
- (2) 運営事業者が使用許可条件に違反する行為があると認められたとき。
- (3) 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

6 必要経費等

(1) 建築内装工事及び設備機器工事等

病院が用意する設備機器等以外の設備等設置費用は運営事業者の負担とする。また、運営事業者の都合による内装等の変更は、事前に病院と協議のうえで可能であるが、工事費用は運営事業者の負担とする。

(2) 電話設置費用

内線電話については、病院が設置することとするが、外線電話（FAX、通信回線含む）を設置する場合は、工事費用、通信機器等は運営事業者が負担すること。

(3) 光熱水費

運営事業者が負担することとし、毎月指定日までに病院に納入すること。

7 営業条件等

(1) 営業日及び営業時間

平日午前8時～午後5時までは必ず営業すること。ただし、GWや年末年始等休日が長期にわたる場合は別途協議とする。

(2) 営業開始日

令和8年6月1日以降、営業開始準備完了後に速やかに開始すること。

(3) 販売商品

次に掲げる商品を提供するものとし、商品及び価格については、運営事業者が定める。

①食品（弁当・菓子類）、飲料

②日用品

③衛生用品

④雑誌、本、新聞

⑤切手、収入印紙 等

⑥その他（運営事業者が提案する商品）

(4) 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ、院内の安全を脅かすもの等。

(5) 衛生管理

関係法令を遵守し、衛生管理を徹底すること。また、院内感染防止対策を講じること。

(6) 商品の仕入れ管理方法

商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れること。なお、販売品目の瑕疵については、運営事業者が全ての責任を負うものとする。また、取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限を遵守すること。

(7) 営業許可等の申請

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等は、運営事業者の責任において行うこと。

(8) 従業員に対する研修と勤務体制

従業員に対しては、衛生面や接遇面での研修体制を整え、常に良質なサービスの提供に努めること。また、従業員の配置については、業務が円滑かつ安全に遂行されるよう適正に人員配置すること。

(9) その他

①マスク等の自販機を病院が指定する位置に設置すること。

②入院時に必要となる日用品一式や紙オムツ等を1日単位の定額設定で患者に提供できること。

③クレジットカード、非接触型ICカードまたは電子マネーでの支払いに対応できること。

④定期的にアンケート等を実施し、利用者の意見を反映すること。

⑤従業員の駐車場が必要な場合は、運営事業者にて用意すること。